

平成18年6月20日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-14号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。
直ちに必要な措置を取られるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 勧告

北港ヨットハーバー内の行政財産（通称「メルボルンハウス」）の目的外使用許可については、許可を受けている大阪北港ヨットクラブ（以下「OHYT」という。）が許可部分を越えて違法な排他的独占使用を行っている状態であることが認められる。

使用許可の取消し又は、使用許可条件の実効ある遵守方策の実施等により、正常な管理状態に回復され、「メルボルンハウス」を行政財産として適正に活用されたい。

また、一般利用者への「メルボルンハウス」利用促進の案内を図るとともに、OHYTが管理するホームページ等で、「メルボルンハウス」を自らの所有物であるかのように不適切な表示をしていることの改善を図られたい。

2 その他

「メルボルン／大阪ダブルハンドヨットレース推進協議会」（以下、「協議会」という。）は、大阪市の事業関連団体である、（社）大阪港振興協会が事務局を務めているとのことであるが、「協議会」の会計については、疑義が生じないように、適正に執行されるように指導監督されたい。